

## 議案第 2 号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年 2 月 13日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年川崎市条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3の項中「地方税関係情報」という。）」の次に「、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給に関する情報」を加え、同表の5の項中「情報」の次に「又は外国人生活保護関係情報」を加え、同表の7の項中「同じ。）の管理に関する情報」の次に「、国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金の被保険者の資格に関する情報」を加え、同表の9の項中「をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、同表の30の項中「給付に関する情報」の次に「、国民年金法による年金の被保険者の資格に関する情報」を加え、同項を同表の32の項とし、同表の29の項を同表の31の項とし、同表の28の項を同表の30の項とし、同表の27の項中「（平成24年法律第65号）」を削り、

「生活保護関係情報、地方税関係情報」を「児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置に関する情報」に改め、同項を同表の29の項とし、同表の26の項中「障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は」を「特別児童扶養手当の支給に関する情報又は同法による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは」に改め、同項を同表の28の項とし、同表の25の項を同表の27の項とし、同表の21の項から24の項までを2項ずつ繰り下げ、同表の20の項を同表の21の項とし、同項の次に次の1項を加える。

22 市長	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	国民年金法による年金の被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの
-------	---	--------------------------------------

別表第2の19の項を同表の20の項とし、同表の12の項から18の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の11の項中「身体障害者手帳又は」を「身体障害者手帳若しくは」に改め、「情報」の次に「又は外国人生活保護関係情報」を加え、同項を同表の12の項とし、同表の10の項中「又は保険料の徴収」を「、保険料の徴収又は保健事業の実施」に、「介護保険給付等関係情報」を「地方税関係情報、国民年金法による年金の被保険者の資格に関する情報又は介護保険給付等関係情報」に改め、同項の次に次の1項を加える。

11 市長	国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
-------	--	-------------------------

別表第3の4の項中「住民基本台帳法」を「生活保護関係情報、地方税関係情報、住民基本台帳法」に改め、「事項」の次に「（以下「住民票関係情報」という。）又は外国人生活保護関係情報」を加え、同項の次に次の1項を加える。

5 教育 委員会	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて規則で定めるもの
-------------	---	----	------------------------------

第2条 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2の10の項中「又は介護保険給付等関係情報」を「、介護保険給付等関係情報、川崎市重度障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報、川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報又は川崎市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する情報」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条は規則で定める日から施行する。

（川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年川崎市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち別表第2の30の項を同表の33の項とし、同表の29の項

の次に3項を加える改正規定中「別表第2の30の項」を「別表第2の32の項」に、「同表の33の項」を「同表の35の項」に、「同表の29の項」を「同表の31の項」に、「30 市長」を「32 市長」に、「31」を「33」に、「32」を「34」に改める。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部改正に伴い、特定個人情報を利用することができる場合を追加すること等のため、この条例を制定するものである。